

## 建築士法一部改正が成立

300㎡以上新築 設計で書面契約義務化

建築士法の一部を改正する法律案が20日、参議院本会議で可決、成立した。これにより、延べ床面積が300平方メートルを超える新築建物の設計業務で、書面による契約が義務付けられた。延べ床面積が300平方メートルを超える新築建物の設計や工事監理では、業務の丸投げ

が禁止となった。

建築士へのなりすましトラブルなどが発生したため、今後は一級建築士、二級建築士、木造建築士は、委託者から請求があった場合、建築士免許証、または建築士免許証明書を提示しなければならぬ。

これまで事務所への立

ち入り調査は出来たが、建築士への調査権はなかったため、建築士に対する国土交通大臣、都道府県知事の調査権を今回、新設することとなる。

これまで省令で規定した「建築設備士」の名称を今回、法律上で規定。建築士は延べ面積が2000平方メートルを超える建築物の建築設備の設計または工事監理を行う場合、建築設備士の意見を聞く努力義務が求められる。